

# 君津市地域防災計画

## 【震災編附編】

東海地震に係る周辺地域としての対応計画



# 【震災編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画】

## 目 次

第 1	計画の目的	震災編附編 1-1- 1
第 2	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	震災編附編 1-1-13
第 3	警戒宣言発令に伴う対応措置	震災編附編 1-1-17
第 4	市民等のとるべき措置	震災編附編 1-1-30



# 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

## 第1 計画の目的

### 1 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定、強化地域に係る地震観測体制の強化、警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源：駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県170市町村のち吸収合併により167市町村）が強化地域として指定された。

そして、平成14年4月23日の中央防災会議で強化地域が改訂され、名古屋市などを新たに含んだ8都県263市町村へ拡大することとなった。

一方、本市を含む千葉地域については、東海地震が発生した場合の震度が5程度と予想されるため、強化地域として指定されなかった（注）。そのため、本市は、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は、義務づけられていない。

しかし、本市は、強化地域に近く、警戒宣言発令時の社会的混乱の発生が懸念される。また、震度5程度でも、被害が発生するおそれがある。

このため、君津市防災会議は、警戒宣言の発令、東海地震の発生等に備えた対策に関し、「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定した。


（注） 大規模地震対策特別措置法第4条に基づき、地震に関し何らかの異常が認められた地域は、大規模地震の発生監視のため「観測強化地域」に指定され、地殻変動や地震の観測が強化されている。本市を含む南関東及び東海の2地域についても、観測強化地域の指定を受けている。

### ■地震防災対策強化地域及び想定震源域



## 2 警戒宣言発令までのあらし

東海地震関連情報の種類と基本的な対応措置は次のとおりとなっている。市は、それぞれの情報に応じ、県に準じた体制をとる。

危険度	情報名		発表する基準	強化地域での対応
小  大	東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	
		臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化についての調査の状況を発表	○特に対策はしない。
	東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	○情報収集・連絡、広報活動、行動自粛などの混乱防止措置 ○気象庁において判定会を開催 ○市：警戒配備
	東海地震予知情報(警戒宣言が含まれる) (カラーレベル赤)		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合 東海地震予知情報を解除する場合	○警戒宣言の発令(内閣総理大臣) ○交通規制、児童・生徒等の帰宅措置、列車の運転規制など ○市：災害対策本部(第3配備)

## 3 事前の措置

本部長(市長)は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

### (1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

### (2) 収容施設(避難所)の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を収容施設(避難所)として指定した。

### (3) 避難勧告、指示体制の確立

広報無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。

### (4) 情報伝達体制の確立

収容施設(避難所)におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

### (5) 災害時要援護者に対する援護体制の確立

警戒宣言時における援護体制の確立は震災編に準ずる。

### (6) 市民に対する周知

避難対象地区の市民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

#### 4 基本的な考え方

この東海地震への対応計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

具体的対応措置については、機会をとらえて見直しを図る。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、次の措置を講じ、市民の生命、身体、財産の安全確保を行うことを目的とした。

- ① 警戒宣言・地震予知情報等の発表に伴う社会的混乱の発生防止  
 ② 東海地震発生による被害を最小限にとどめるために必要な防災措置

- (2) ここでは原則として、警戒宣言の発令から地震の発生又は警戒解除宣言の発令までの間にとるべき措置等を定めた。しかし、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間の混乱発生が懸念されるため、この間の混乱防止対策も盛り込んだ。

- (3) ここに定めのない東海地震に係る予防対策・応急対策等は、本計画の第1章から第4章に定める計画で対処する。

- (4) 本市の地域は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されない。このため、本計画の実施に関しては、行政指導又は要請で対応する。

- (5) 計画策定に当たり、次の事項に留意したので、今後、計画実施に当たり十分配慮する。

- ① 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則とする。ただし、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に措置するものとする。  
 ② 警戒宣言発令の時点から、地震による被害又は社会的混乱が生ずる可能性がある地域への対策を優先する。  
 ③ 東海地震が発生した場合の本市の予想震度（震度5強）に応じた対策を講ずる。  
 ④ 防災関係機関、隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

#### 5 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、地震予知を前提とした対応措置は震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。今後、さらに充実した計画としていく。

#### 6 防災関係機関の業務

- (1) 君津市

- ① 防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関すること  
 ② 東海地震対策の連絡調整に関すること  
 ③ 東海地震に係る予防、応急対策に関すること  
 ④ 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること  
 ⑤ 広報、教育、防災訓練に関すること  
 ⑥ 消防、水防対策に関すること  
 ⑦ 市が管理又は運営する施設対策に関すること  
 ⑧ 例外措置として市民の避難に関すること

- (2) 千葉県

- ① 総務部  
 ア 庁舎等の施設防災対策に関すること  
 イ 私立学校の指導に関すること  
 ② 総合企画部  
 ア 報道機関との連絡調整に関すること

- イ 県民等に対する教育、広報活動に関する事
- ウ 飲料水の供給指導に関する事
- ③ 防災危機管理部
  - ア 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事
  - イ 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事
  - ウ 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事
  - エ 通信その他施設整備に関する事
  - オ 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事
- ③ 健康福祉部
  - ア 社会福祉施設の保全に関する事
  - イ 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関する事
  - ウ 災害救助に関する事
  - エ 医療救護に関する事
  - オ 医薬品の確保、供給に関する事
  - カ 防疫及び保健衛生に関する事
- ④ 環境生活部
  - ア 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関する事
  - イ 環境大気及び公共用水域の監視に関する事
  - ウ 地質環境保全及び監視に関する事
- ⑤ 商工労働部
  - ア 物質の確保及び調達に関する事
  - イ 商工業者、商工団体に対する指導に関する事
  - ウ 金融機関の業務確保に関する事
  - エ 職業訓練施設の保全に関する事
- ⑥ 農林水産部
  - ア 農業施設の保全に関する事
  - イ 農業金融の指導に関する事
  - ウ 非常食料の確保に関する事
  - エ 農林業団体に対する指導に関する事
  - オ 林地、治山施設の保全に関する事
  - カ 漁業金融の指導に関する事
  - キ 漁業団体に対する指導に関する事
  - ク 農林水産部所属船舶の保全に関する事
  - ケ 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関する事
  - コ 漁業無線による通信手段の確保に関する事
  - サ 漁業漁港施設の保全に関する事
- ⑦ 県土整備部
  - ア 道路及び橋梁の保全に関する事
  - イ 水防に関する事
  - ウ 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事
  - エ 港湾施設の保全に関する事



- オ 土木資材の確保に関する事
- カ 県営住宅の保全に関する事
- キ 建築物の防災に関する事
- ク 宅地の防災に関する事
- ケ 下水道施設の保全に関する事
- ⑧ 出納局
  - ア 災害経費に関する事
- ⑨ 企業局
  - ア 臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関する事
  - イ 宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関する事
  - ウ 工業用水道施設の保全に関する事
  - エ 工業用水の供給、確保に関する事
  - オ 造成土地管理事業施設の保全に関する事
- ⑩ 病院局
  - ア 県立病院の保全に関する事
  - イ 医療救護に関する事
- ⑪ 教育庁
  - ア 文教施設の保全に関する事
  - イ 公立学校の児童生徒等の保護安全に関する事
  - ウ 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関する事
  - エ 文化財の保護に関する事
- ⑫ 警察本部
  - ア 警備本部の設置、運営に関する事
  - イ 各種情報の収集、伝達に関する事
  - ウ 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事
  - エ 交通の混乱等の防止に関する事
- ⑬ 君津地域振興事務所
  - ア 災害時における市町村の処理する事業の指導に関する事
- ⑭ 君津健康福祉センター
  - ア 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事
- ⑮ 君津土木事務所
  - ア 災害時における河川、道路、橋梁等の土木施設の保安並びに防災対策に関する事
  - イ 災害救助についての応援に関する事
- ⑯ 君津警察署
  - ア 警備本部の設置運営に関する事
  - イ 各種情報、伝達に関する事
  - ウ 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事
  - エ 交通の規制に関する事
  - オ 避難の指示、警告または誘導に関する事
  - カ 広報に関する事
  - キ 被災者の救出及び避難に関する事

- ク 行方不明者及び死体の検索並びに検視に関すること
- (3) 指定地方行政機関
  - ① 関東管区警察局
    - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関すること
    - イ 管区内県警察の相互援助の調整に関すること
    - ウ 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
    - エ 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
  - ② 関東財務局千葉財務事務所
    - ア 災害発生時における国有財産の提供及び活用に関すること
    - イ 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること
  - ③ 関東農政局
    - ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。
    - イ 応急用食料・物資の支援に関すること。
    - ウ 食品の需要・価格動向の調査に関すること。
    - エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。
    - オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。
    - カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。
    - キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。
    - ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。
    - ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。
    - コ 被害農業者に対する金融対策に関すること。
  - ④ 関東森林管理局
    - ア 国有林野の保全に関すること
    - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
  - ⑤ 関東経済産業局
    - ア 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること
    - イ 商鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
    - ウ 被災中小企業の振興に関すること
  - ⑥ 関東東北産業保安監督部
    - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
    - イ 鉦山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関すること
  - ⑦ 関東運輸局
    - ア 船舶による安全輸送の指導に関すること
    - イ 鉄道による安全輸送の指導に関すること
    - ウ 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送に指導に関すること
  - ⑧ 関東地方整備局
    - ア 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること
    - イ 河川施設、道路施設の保全に関すること
    - ウ 緊急輸送の確保助言に関すること
  - ⑨ 第三管区海上保安本部（千葉海上保安部木更津海上保安署）
    - ア 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること
    - イ 船艇及び航空機等の出動、派遣に関すること

- ウ 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること
- エ 治安の維持、緊急輸送に関すること
- オ 海難救助、流出油等の防除措置に関すること
- カ 危険物の保安措置に関すること
- ⑩ 関東地方測量部
  - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
  - イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
  - ウ 地殻変動の監視に関すること
- ⑪ 東京管区气象台銚子地方气象台
  - ア 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の知事への連絡に関すること
  - イ 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること
  - ウ 地震予知及び地震津波に関する啓蒙活動並びに防災訓練に対する協力に関すること
- ⑫ 関東総合通信局
  - ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
  - イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること
  - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
  - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
- ⑬ 千葉労働局
  - ア 産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること
- (4) 自衛隊
  - ① 災害派遣の準備
    - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
    - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
    - ウ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する訓練の実施に関すること
  - ② 災害派遣の実施
    - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること
    - イ 災害救援のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与譲与に関すること
  - ③ 災害派遣部隊による救助、消防及び水防活動に関すること
  - ④ 救援物資の緊急輸送等に関すること
- (5) 指定公共機関
  - ① 東日本電信電話株式会社千葉支店
    - ア 電報、電話等の通信の確保に関すること
  - ② 株式会社NTT ドコモ千葉支店
    - ア 携帯電話等の通信の確保に関すること
  - ③ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
    - ア 電話等の通信の確保に関すること
  - ④ KDD I 株式会社
    - ア 電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること
  - ⑤ ソフトバンク株式会社

- ア 電話、携帯電話等の通信の確保に関すること
- ⑥ 日本赤十字社千葉県支部
  - ア 医療救護に関すること
  - イ こころのケアに関すること
  - ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること
  - エ 血液製剤の供給に関すること
  - オ 義援金の受付及び配分に関すること
  - カ その他応急対応に必要な業務に関すること
- ⑦ 日本放送協会千葉放送局
  - ア 東海地震予知情報等の放送に関すること
  - イ 放送施設の保全に関すること
- ⑧ 東日本高速道路株式会社関東支社
  - ア 東日本高速道路の保全に関すること
  - イ 災害時における緊急交通路の確保に関すること
- ⑨ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
  - ア 鉄道施設の保全に関すること
  - イ 鉄道輸送の確保に関すること
  - ウ 鉄道旅客の混乱防止に関すること
- ⑩ 東京ガス株式会社千葉導管ネットワークセンター
  - ア ガス供給に関すること
  - イ ガス施設、装置、設備の保全に関すること
- ⑪ 日本通運株式会社千葉支店
  - ア 貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関すること
- ⑫ 東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社
  - ア 電力の需給に関すること
  - イ 電力施設等の保全に関すること
- ⑬ 首都高速道路株式会社
  - ア 首都高速道路の保全に関すること
  - イ 緊急交通路の確保に関すること
- ⑭ 日本貨物鉄道株式会社
  - ア 鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
- ⑮ 日本郵便株式会社
  - ア 災害時における郵便事業運営の確保
  - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
    - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
    - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
    - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の免除に関すること
    - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
    - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
  - ウ 災害時における郵便窓口業務の維持に関すること

エ 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請のあった場合の取扱いに関する  
こと

(6) 指定地方公共機関

- ① 一般社団法人千葉県 LP ガス協会
  - ア ガスの供給に関すること
  - イ ガス施設、装置、設備の保全に関すること
- ② 公益社団法人千葉県医師会
  - ア 医療及び助産活動に関すること
  - イ 医師会、医療機関との連絡調整に関すること
- ③ 一般社団法人千葉県歯科医師会
  - ア 歯科医療活動に関すること
  - イ 歯科医師会、医療機関との連絡調整に関すること
- ④ 一般社団法人千葉県薬剤師会
  - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
  - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
  - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- ⑤ 一般社団法人千葉県バス協会
  - ア 旅客輸送の確保に関すること
  - イ 人員の緊急輸送の確保に関すること
- ⑥ 一般社団法人千葉県トラック協会
  - ア 物資の緊急輸送の確保に関すること
- ⑦ 株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエム
  - ア 東海地震予知情報等の放送に関すること
  - イ 放送施設の保全に関すること

7 事前の措置

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進める  
ことが必要である。東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されている  
ことから、事前の措置に努めるものとする。

(1) 情報伝達手段の整備

- ① 行政無線以外の通信施設の利用
 

防災関係機関は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用  
不能事態を考慮し、最寄りの機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等）が図れるよ  
う平素から協力体制の確立に努める。

(2) 建築物・構造物の地震対策

- ① 建築物の耐震診断・改修の実施
 

市庁舎、学校、病院等は耐震診断実施結果に基づき、必要に応じて耐震改修の実施に努  
める。
- ② ブロック塀等の倒壊防止対策
 

通学路に面したブロック塀等の点検結果等に基づき、必要に応じて県と連携し補強・改  
修の実施を指導する。

(3) 道路・河川・地すべり等の対策

① 点検整備

河川、港湾、急傾斜地、道路、橋梁について、定期又は随時に点検整備を行う。

② 地すべり等危険地域の把握

市は、地すべり、山崩れ等の危険地域を調査し、東海地震発生に伴う危険予想地域をあらかじめ把握しておく。

8 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所がとるべき行動等について、十分理解しておくことが必要である。

このため、各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合において、市民等がこれを冷静に受け止め、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対策措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期すものとする。

(1) 「広報」

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災関係機関、市民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災関係機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及浸透に努めるものとする。なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成 23 年 3 月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

① 県における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は県民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、「平常時」、「東海地震に関連する情報（臨時）発表時」、「東海地震注意情報発表時」、「警戒宣言発令時等」の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき内容は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施に当たっては、特に県民生活、社会活動等に密接な関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

- ・大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- ・警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- ・地震が発生した場合の本県域への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災関係機関のとり措置

(ウ) 県民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(エ) その他必要な事項

ウ 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項に従って、千葉県西部防災センターの展示品や防災研修会、「ちば県民だより」等の印刷物によるほか、テレビ、ラジオによる県提供番組や千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む)を通じて実施する。

② 市における広報

市は、県に準じて地域の実情に即した広報活動を実施する。また、各防災関係機関は、それぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場的広報を実施する。

(2) 「教育」

① 市職員等に対する教育

市、各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員等に対し必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

防災教育の内容については、市、各防災関係機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、次の事項とする。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

② 児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校の児童・生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 児童・生徒等の学校内及び通学(園)時における安全対策、行動指針
- (カ) 学校施設等の防災対策
- (キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動(ホームルーム)を中心に指導し、避難訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。

- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 避難訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

## 9 地震防災訓練

### (1) 総合防災訓練の実施

県は、市町村、各防災関係機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、市民、事業所等の協力体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り市民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

### (2) 市、各防災関係機関の訓練

市、各防災関係機関は、上記(1)の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

### (3) 市民、事業所等が実施する訓練

市、各防災関係機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

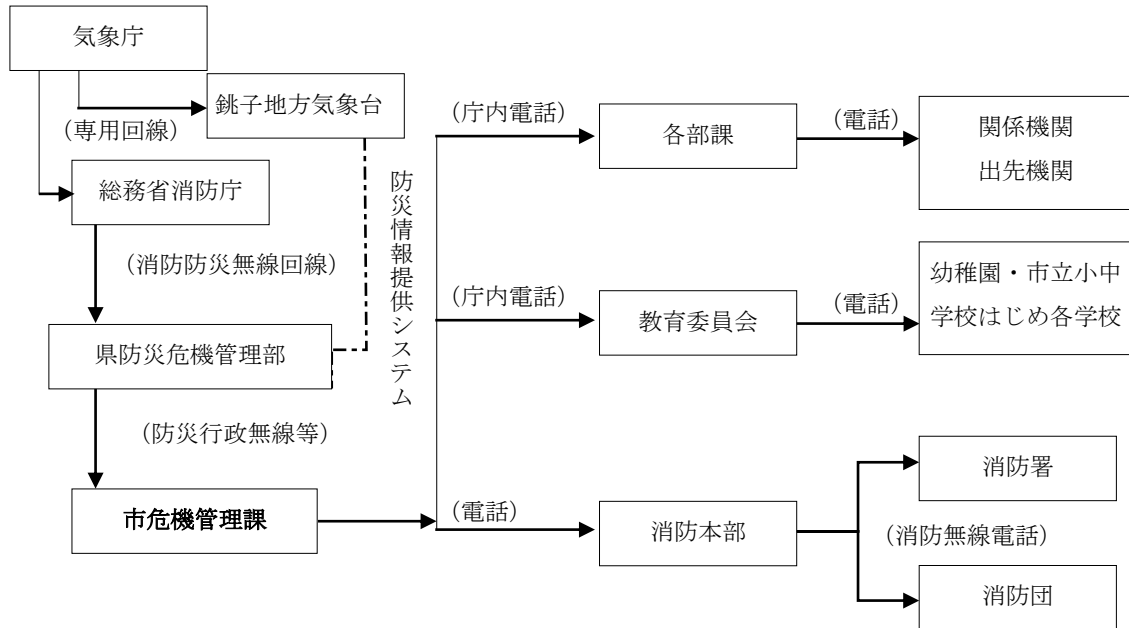


## 第2 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

### 1 東海地震注意情報の伝達

#### (1) 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。市は、県から東海地震注意情報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対し、直ちにその旨を伝達



- ※ 以下の機関・団体については、直ちに伝達する。
- ① 保育所（園）、幼稚園、小中学校等の学校
  - ② 関係機関・団体等

#### (2) 伝達事項

東海地震注意情報に関する伝達事項は、次のとおりとする。

- ① 東海地震注意情報
- ② 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
- ③ テレビ・ラジオ等の情報に留意すること
- ④ その他必要事項

### 2 活動体制

東海地震注意情報を受けた場合、市、消防本部・消防署及び防災関係機関は、災害対策本部等の設置準備のため必要な体制をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとる。

機関	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 直ちに警戒配備をとる。 市災害対策本部の設置準備を行う。</li> <li>② 職員の参集 参集すべき職員は、警戒配備に該当する職員とする。</li> <li>③ 東海地震注意情報時の所掌事務 市本部が設置されるまでの間、市総務部危機管理課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための必要な措置 ウ 県及び防災関係機関との連絡調整</li> <li>④ 津波予想危険地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備</li> <li>⑤ 自主防災組織等の防災活動に対する指導</li> </ul>
消防本部・消防署	<p>東海地震注意情報を受けたときは、日常の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 震災警戒体制へ移行</li> <li>② 消防職員の非常参集及び消防団への伝達</li> <li>③ 震災消防活動隊の編成</li> <li>④ 消防隊の活動体制の強化</li> <li>⑤ 関係機関からの情報収集体制の確立</li> <li>⑥ 火災・水害等防除のための警戒</li> <li>⑦ 火災発生の防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報</li> </ul>

### 3 混乱防止措置

東海地震注意情報等により種々の混乱のおそれのあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するため、各防災関係機関は、次のように対応策を講ずる。

#### (1) 市及び消防本部・消防署

機関	内 容
市	<p>危機管理課は、防災関係機関の協力を得て、次のように対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 混乱防止に必要な情報の収集・伝達</li> <li>② 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進</li> <li>③ その他必要事項</li> </ul>
消防本部・消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民に対する呼びかけ ア 情報の把握 イ 出火防止及び初期消火 ウ 倒壊・落下物防止等 エ その他防災用品等の確認</li> <li>② 事業所に対する呼びかけ ア 防災体制の確立 イ 情報の収集伝達等 ウ 営業の継続停止及び退社等の措置 エ 出火防止及び初期消火 オ 倒壊・落下物防止等</li> <li>③ その他必要事項</li> </ul>

(2) その他防災関係機関

機関	内 容
君津警察署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>① 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>② 市民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本旅客鉄道株式会社	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>① 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>② 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>③ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>④ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>⑤ 状況により警察官の応援要請をする。</p>
株式会社東日本電信電話支店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので次の措置をとる。</p> <p>① 防災関係機関等の重要な通話は最優先で、疎通を確保する。</p> <p>② 一般通話については、集中呼出しによる電話網のまひを生じさせないよう混雑状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として、緑色、グレー色の公衆電話からの通話は可能な限り確保する。</p>

4 東海地震注意情報から警戒宣言が発令されるまでの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

(1) 日本放送協会千葉放送局

① 放送体制

ア 東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。

イ 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。

なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉FM放送の周波数は次のとおり。

千葉周辺	80.7MHz
館山地区	79.0MHz
白浜地区	82.9MHz
勝浦地区	83.7MHz
銚子地区	83.9MHz

② 放送内容

放送内容は、次の事項を重点とする。

- ア 東海地震注意情報の内容
- イ 強化地域、観測データの解説
- ウ 混乱防止の呼びかけ
- エ 防災知識の紹介

(2) 株式会社ベイエフエム

① 放送体制

- ア 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。
- イ 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。

なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数は次のとおり。

千葉周辺	78.0MHz
館山地区	77.7MHz
白浜地区	79.7MHz
勝浦地区	87.4MHz
銚子地区	79.3MHz

② 放送内容

放送内容は、次の事項を重点とする。

- ア 東海地震注意情報の機能の解説
- イ 強化地域、観測データの解説
- ウ 混乱防止の呼びかけ
- エ 防災知識の紹介

なお、現場で混乱発生が予想される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行う。また、互いに各機関に通報し、過不足のない広報を行う。

県は、総務省消防庁から東海地震注意情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局等に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、県出先機関、市町村、各防災機関へ伝達する。

また、市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

### 第3 警戒宣言発令に伴う対応措置

#### 1 活動体制

##### (1) 市の活動体制

災害対策本部の設置	直ちに災害対策本部を設置し、第3配備をとる。
本部設置場所	市役所本庁舎6階
本部組織	本計画第3章第1節「災害応急活動体制」による。
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達</li> <li>② 各防災関係機関の業務に係る連絡調整</li> <li>③ 社会的混乱防止に係る施策の実施</li> <li>④ 報道機関等への情報提供</li> <li>⑤ その他必要な事項</li> </ul>
職員の動員	本計画第3章第1節「災害応急活動体制」による。

##### (2) 県関係機関の活動体制

災害対策本部の設置	直ちに災害対策本部を設置し、第3配備をとる。各機関には所定の対策本部を設置する。
設置場所	県庁中庁舎6階 防災危機管理センター
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達</li> <li>② 各防災関係機関の業務に係る連絡調整</li> <li>③ 社会的混乱防止に係る施策の決定、実施</li> <li>④ 報道機関等への情報提供</li> <li>⑤ その他必要な事項</li> </ul>

##### (3) 防災関係機関等の活動体制

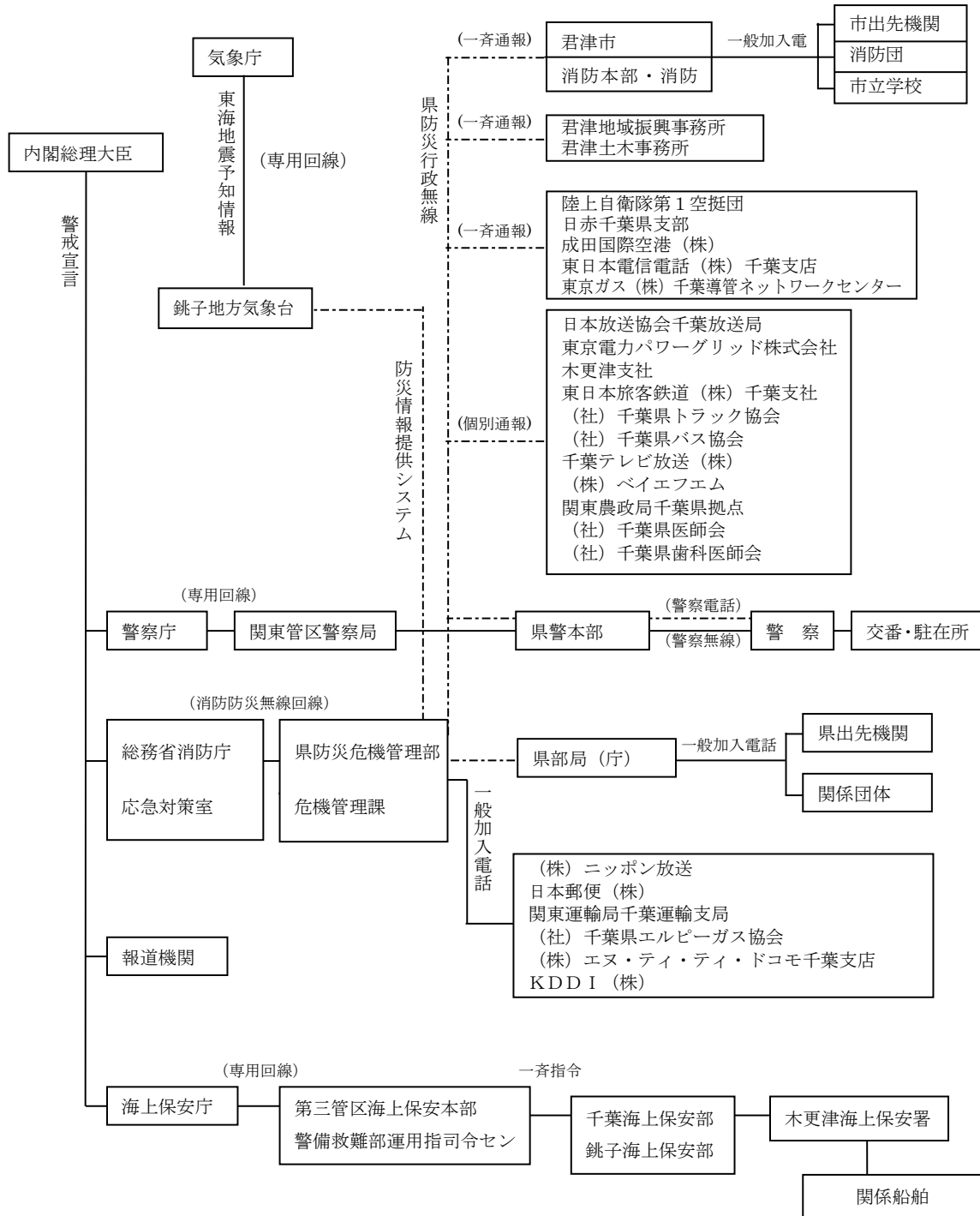
指定公共機関 指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 所管業務に必要な防災体制をとる。</li> <li>② 県及び市防災計画の定める防災対策の実施</li> <li>③ 県及び市との連絡調整</li> </ul>
公共団体、防災 上重要な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① この対応計画に定める防災対策の実施</li> <li>② 県及び市との協力</li> </ul>

2 警戒宣言の伝達及び広報

(1) 警戒宣言の伝達

① 伝達経路及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段の概要は、次の図のとおりである。



② 市民等への伝達方法

機 関	伝達方法等
市	市民等に対して次のような方法で伝達する。 ア 防災行政無線 イ 広報車 ウ 防災信号（警察署、消防機関の協力によるサイレン） エ メール配信サービス オ 庁舎内は庁内放送
消防本部・消防署	所有車両のサイレンによる防災信号で市民に伝達
警察署	市民に対し、警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。
一般社団法人 君津木更津医師会	所属会員に対して、電話又は口頭で伝達
防災関係機関	所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に各種適切な方法で周知

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サイレン
(5点) ●-●-●-●-●	吹鳴（約45秒） 休止（約15秒） ————— - - - -
備 考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

※吹鳴回数 3回

③ 伝達事項

ア 警戒宣言等の内容 イ 本市への影響予想 ウ 各機関がとるべき体制 エ その他必要事項
---

(2) 広報の内容

警戒宣言が発令された場合、駅、道路における混乱や電話回線の混雑等の発生が予想される。これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、県、市、各防災関係機関は、積極的に広報活動を実施する。

なお、各現場において、混乱の発生が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

① 市の広報

市は、警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、広報文は、あらかじめ用意したものをを用いる。

ア 警戒宣言等の内容及び東海地震予知情報 イ 市民及び事業所等のとるべき防災措置・混乱防止措置 ウ 交通規制の内容と実施状況 エ その他地震防災応急対策の内容と実施状況
---

② 各機関の広報

市民及び施設利用者等に対する広報は、次のとおり市に準じて行う。

なお、各防災関係機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来者、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。

ア	警戒宣言等の内容及び東海地震予知情報
イ	各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
ウ	その他必要と認める事項

(3) 報道機関の発表

県災害対策本部は、警戒宣言が発令された場合、社会的混乱の防止と応急措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を実施する。日本放送協会千葉放送局及び株式会社ベイエフエムは、通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。

ア	警戒宣言、東海地震予知情報の内容
イ	各機関の対応状況
ウ	各地域における動向と対応状況
エ	市民、事業所へ混乱防止及び防災措置のための情報提供
オ	その他必要な情報の提供

3 消防、危険物対策

(1) 消防対策

消防本部・消防署は、平素の消防業務（防災活動を除く。）を停止又は縮小し、次のとおり対応措置を講ずる。

① 活動体制

警戒宣言発令時の対応措置は、次の事項を基本として行う。

ア	防災活動上、正確な情報の収集及び伝達
イ	火災・水害等防除のための警戒
ウ	火災発生防止、初期消火等に関する市民、事業所等への広報
エ	震災消防部隊の編成強化
オ	防災関係機関への職員の派遣
カ	資機材の点検整備の実施及び救急資機材の確保
キ	見張警戒体制の確保
ク	特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
ケ	避難地域の把握及び警戒体制の整備

② 市民及び事業所に対する呼びかけの実施

市民及び事業所に対する呼びかけは、次の事項を基本とする。

市民向け	情報の把握	テレビ、ラジオ警察署、消防本部・消防署、市からの正確な情報の把握
	出火防止	ア 火気器具類の使用の制限・周囲の整理の確認 イ 灯油等危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	ア 家具類の転倒防止 イ ガラス、照明器具等の破損・落下防止 ウ ブロック塀等の倒壊防止又は縄張り
事業所向け	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	ア テレビ、ラジオ等からの正確な情報の把握 イ 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達



		ウ ショッピングセンター等の不特定多数の者を収容する施設に対する 混乱の防止 エ 顧客、従業員等に対する安全の確保
営業の継続 停止及び退社		ア 集会場等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ウ その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止及び 初期消火		ア 火気使用設備器具の使用制限 イ 危険物、薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火体制の確立
危害防止		ア 設備器具類の転倒防止 イ ガラス、照明器具、商品、看板等の破損・落下防止 ウ ブロック塀等の倒壊防止又は縄張り

(2) 危険物対策

施設	対策
石油類取扱施設	ア 操業の制限、停止 イ 流出拡散防止等資機材の点検、配置 ウ 緊急遮断装置の点検、確認 エ 火気使用の制限又は禁止 オ 消火設備等の点検確認
化学薬品取扱施設	ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 イ 引火又は混合・混触等による出火防止措置
輸送施設	ア 出荷、受入れの制限・停止 イ 輸送途上における遵守事項の徹底

4 警備、交通安全

(1) 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。  
なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

① 基本的な活動

ア 要員の招集及び参集	イ 避難の指示、警告又は誘導
ウ 通信機材・装備資器材の重点配備	エ 補給の準備
オ 通信の統制	カ 管内状況の把握
キ 交通の規制	ク 広報

② 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

項目	内容
警察署の運用	ア 主要駅等人の集中が予想される場所 イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点 ウ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点 エ 災害危険場所 オ その他必要と認める場所
広報	ア 広報内容 (ア) 警戒宣言の内容及び関連する情報 (イ) 市民及び自動車運転者のとるべき措置

	(ウ) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 (エ) その他民心の安定を図るため必要な情報 イ 広報手段 (ア) パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 (イ) 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 (ウ) その他報道関係機関、防災関係機関を通じての広報
--	--

(2) 交通対策

① 警察署による交通対策

ア 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、館山自動車道 君津インターで次の措置を行う。

(ア) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(イ) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

イ 前記アの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

② 道路管理者のとるべき措置

ア 市の措置

(ア) 危険箇所(point)の点検避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検の実施 (イ) 工事中の道路についての安全対策 工事を中止し、保安対策の実施
--

イ その他の機関の措置

機関	内 容
国土交通省関東地方整備局 千葉県道事務所	ア 道路施設に関する対策 (ア) 重点箇所等の道路状況の把握 (イ) 工事箇所の保全措置 イ 道路交通対策 (ア) パトロール等による道路状況の把握 (イ) 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路確保のために実施する場合等）に対する協力 (ウ) 地震予知情報の周知、車両走行自粛の広報 ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制
株式会社東日本高速道路 東支社	ア 県公安委員会等関係機関の実施する交通規制の協力 イ 道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。 ウ 自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検 エ 工事箇所の保全措置
県	ア 危険箇所(point)の点検 イ 工事箇所の保全措置

5 公共輸送対策

(1) J R（東日本旅客鉄道）の措置

① 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法で列車、駅及び乗客に伝達する。

伝 達 先	伝 達 方 法
機関内部	定められた経路により、指令専用電話、緊急連絡用電話による伝達
運転中の列車	最寄りの駅長が、列車の停車の際に口頭による伝達
駅の旅客	駅の放送による伝達
車内旅客	車掌による車内放送による伝達

② 混乱防止対策

手 段	内 容
テレビ、ラジオ、新聞、駅の掲示・放送等	ア 運転状況及び運転計画の概要 イ 旅行の自粛及び時差退社の実施の要請 ウ 近距離通勤者の徒歩帰宅の実施の要請
その他	ア 階段止め、改札止めの実施 イ 入場制限の実施 ウ 旅客の迂回誘導、一方通行等

③ 列車の運転規制

ア 45 km/時の規制速度にて減速運転 イ 危険物を積載している車両は、最寄りの安全な駅等に抑留、必要な場合は、警察、消防機関に連絡
--

④ 乗車券の取扱い

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売の停止 イ 強化地域を通過する特急列車等各列車は、運転中止のため、発駅まで無貨送還の取扱いの実施 ウ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する
--

(2) 現業機関の長のとるべき措置

① 出火防止措置

ア 出火防止のため、直ちに必要とされる火気以外は使用を中止し、やむを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講ずる。

イ 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱いの停止、制限等具体的措置をとる。

② 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講ずる。

③ 食料及び飲料水の確保

ア あらかじめ協力を依頼してある協力業者と食料あっせん及び非常用食料の確認をする。

イ 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

(3) バス、タクシー等対策

① 情報伝達

乗務員は、防災信号、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

② バス、タクシー等運行措置

(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

③ 海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部で3mを超えることが予想されるため、警戒宣言及び東海地震予知情報等が通知された場合は、海上保安部(署)及び港湾関係各機関は、船舶交通の整理、規制等や工事作業等の中止の指導等により海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止する。

6 学校・病院・福祉施設等対策

(1) 学校

県教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対処する。

また、県総務部は私立学校に対し、公立学校に準じた対応措置を講ずるよう指導する。

市は、警戒宣言発令後は、各学校及び地域の関係機関・団体との連携を密にし、児童・生徒等の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、次のとおり措置する。

① 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、地域防止計画により下校(避難場所への移動を含む。以下「下校」という。)の措置をとる。

② 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

ア 通学(園)路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

イ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

③ 学校に残留し、保護する児童・生徒等(上記ア・イ以外の者)については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。

④ 家族への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。

⑤ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

⑥ 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備(理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等)の安全確認をし、必要な措置をとる。

⑦ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

⑧ 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

(2) 病院・診療所

① 病院及び診療所は、次のような措置をとる。

外来診療	入院患者	手術等
ア 可能な限り平常どおりの診療を行う。 イ 救急患者の診療は、継続的に行う。 ウ 緊急度が加われば重症患者の診療優先を行う。	ア 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。 イ 緊急事態の進展度に応じ通常入院患者の制限を行う。	医師の判断により可能な限り手術検査等の日程変更を検討する。

② 防災措置等

ア	建物及び整備の点検
イ	医薬品、危険物等の防災措置
ウ	落下物の防止
エ	非常用設備、備品の点検及び確保
オ	水、食料の確保

③ その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

(3) 福祉施設

① 保育所（園）・認定こども園

警戒宣言発令後は、原則として保育等を中止して臨時休園とし、次の措置をとる。

帰宅措置	ア 園児は、名簿確認ののち、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。 イ スクールバス利用の園児は、通常の場所で保護者に引き渡す。 ウ 保護者の引き取りが済むまで、園児は園で保護する。 エ 園外における指導時は、帰園後園児を保護者に引き渡す。また、交通機関、道路の状況等によって帰園が困難な場合、園及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。
防災措置	ア 施設設備、消火器、火気等の点検 イ 転倒、落下物の防止措置 ウ 飲料水の確保、食料、ミルク等の確認 エ 医薬品等の確認

② 社会福祉施設

社会福祉施設は、施設の種類、通所（園）者・入所者の特性等、施設の実態に即した措置をとる。

帰宅措置	ア 保護者への帰宅措置等の伝達 イ 通所（園）者、入所者は、名簿確認ののち、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。 ウ 引渡しが困難な者の保護
防災措置	ア 施設設備、消火器、火気等の点検 イ 転倒、落下物の防止措置 ウ 食料、医薬品、生活必需品等の確保

7 通信対策

(1) 電話

要員の確保	① 就労中の職員は、所定の応急対策業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては非常招集を行う。
情報連絡室	① 東日本電信電話株式会社木更津支店に速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。
資機材の点検・確認等	① 非常用移動電話局装置類、各種災害対策用無線機、移動発電装置及び可搬型電源装置等の点検・確認 ② 応急復旧用ケーブル等各種資機材・工事用車両の点検
幅そう対策	① 防災関係機関等の重要な通話は利用制限等の措置は行わず、最優先で確保する。 ② 一般通話については、集中呼び出しによる電話網のまひを生じさせないよう混雑状況に応じた利用制限を行う。 ③ 緑、グレー色の公衆電話からの通話は、可能な限り確保する。

(2) 電話輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼。

〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いいたします。

8 電気・ガス・上下水道対策

(1) 電気対策

① 基本方針

東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

ア 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

② 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

③ 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

④ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと</li> <li>○使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと</li> <li>○外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること</li> <li>○電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること</li> <li>○建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと 使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること</li> </ul>
------	--

(2) ガス

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制をとり、次の措置を行う。

① 施設等の保安措置等

ア ガス工作物等の巡視・点検の準備

あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。

イ 工事等の中止

工事中又は作業中の工事等は中止し、必要な安全措置を講ずる。

ウ 連絡網の確認

無線及び電話等の連絡網を確認し、必要に応じ、通信設備の機能確認を行う。

エ その他の保安措置

本社、事業所等の見学者、訪問者に対して警戒宣言が発令された旨を伝達し、避難、帰宅させる。

② 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応（使用制限、供給停止等）について確認する。

広報内容	ア 引き続きガスを供給していること イ 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法 ウ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合についての注意
広報手段	ア 広報車により、直接需要家に呼びかける。 イ 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

(3) 上水道対策

市は、かずさ水道広域連合企業団と協力し、次の対策を講ずる。

① 応急措置

原則として供給を継続する。また、市民、事業所等の緊急貯水により、増大する需要に対し円滑な供給を確保するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。

ア 要員の確保 イ 災害協定締結団体等への連絡 ウ 資機材の点検整備 エ 施設等の保全措置 (ア) 薬品類に対する事故防止対策の実施 (イ) 塩素消毒設備の運転中止 (ウ) 浄水池、配水池の水位は、できるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整の実施 (エ) 工事中の箇所は、必要な安全措置をとる
---

② 広報

市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、以下のとおり広報活動を行う。

広報内容	ア 警戒宣言時においても、平常どおり水道水の供給が行われていること イ 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること (ア) 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、こまめに新しい水に汲み替え、水質保持に留意する (イ) 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	ア 防災行政無線による広報 イ インターネットの市ホームページへの掲載による広報 ウ 広報車等による広報 エ 災害協定締結団体等の店頭掲示等

(4) 下水道対策

君津富津広域下水道組合は次の対策を講ずる。

① 応急措置

原則として使用を継続する。

ア 要員の確保 エ 危険物等に対する措置	イ 路線の確認 オ 被害状況に応じた修繕	ウ 施設等の保全措置 カ 市民に対する広報車による広報活動
-------------------------	-------------------------	----------------------------------

## 9 生活物資対策

市は、警戒宣言発令時において、次の措置をとる。

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ① | スーパーマーケット、小売店等に対し営業の継続を呼びかける。         |
| ② | 市民に対して、小売店等の営業状況、買い占め・買い急ぎ等の抑制を呼びかける。 |

## 10 金融対策

金融機関の措置	① 顧客、従業員・職員に警戒宣言発令を伝達する。 ② 窓口業務を確保する。
市の広報	① 金融機関・郵便局の営業状況 ② 預貯金の引き出しの抑制
市税の措置	市税の申告、納税が困難な場合は、期間の延長等について弾力的に対処する。

## 11 救援救護、防疫対策

### (1) 救援体制

給水体制	地震発生に備え、情報連絡、資機材の点検を実施する。
食料等の配布体制	① 被災者の救助に必要な備蓄等の輸送・配布の準備を実施 ② スーパー、農協等に対して精米の確保・納入ができるよう準備を要請する。 ③ 物資集積地を準備し、避難所等へ輸送できる体制をとる。 ④ 商工団体、小売店等に供給体制の整備を要請する。

### (2) 医療救護体制

市の措置	① 一般社団法人君津木更津医師会に対し、医療救護班の編成準備を要請する。 ② 一般社団法人君津木更津歯科医師会に対し、歯科医療班の編成準備を要請する。 ③ 市内薬局等に応急医薬品の確保・供給の準備を要請する。 ④ NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会に応急医薬品の確保・供給の準備を要請する。 ⑤ 県を通じて日本赤十字社千葉県支部に対し、血液の供給、医療救護班の応援の準備を要請する。 ⑥ 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・災害時要援護者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や保護活動、災害時要援護者の健康状態の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。 ⑦ 避難者の健康管理及び要支援者への処遇調整を行う。 ⑧ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は君津健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。 ⑨ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による市民の不安への対応を実施する。
一般社団法人君津木更津医師会	会員に対し、医療救護班の編成準備を連絡する。
NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会	会員に対し、医療品の確保・供給の準備を連絡する。
一般社団法人君津木更津歯科医師会	会員に対し、歯科医療班の編成準備を連絡する。

### (3) 防疫対策



発災時における伝染病の発生と流行を未然に防止するため、次の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

- ア 感染症予防委員の選任、防疫作業員及びその組織化等の準備
- イ 地震発生後に必要と思われる防疫用の器具、機材の整備及び薬剤備蓄量の確認
- ウ 飲料水の安全確保

## 12 避難対策

警戒宣言発令時において、市民の生命・身体を保護するため、あらかじめ避難場所を選定し、市民の被害等の確認を行う。また、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性高い地域については、あらかじめ避難対象地区として選定しておく。

なお、警戒宣言が発令された場合、避難対象地区の市民に対し、広報無線等により避難勧告又は指示を行い、市民を避難場所に誘導し次の措置を講ずる。

### (1) 警戒宣言時の措置

#### ① 避難勧告・指示

本部長（市長）は、消防本部・消防署等関係機関と協力して広報無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

### (2) 避難所の確認

本部長（市長）は、市民の避難場所の安全確認のため職員を派遣し、下記の事項を確認させる。

- ① 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- ② 防災設備等を確認する。
- ③ 給食、給水用資機材を確認する。
- ④ 衣料品等の生活必需物資を確認する。

### (3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

### (4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに県、消防本部・消防署等関係機関に通知する。

### (5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

### (6) 要援護者に対する援護措置

### (7) 乳幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。

### (8) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対し必要な援護を行う。

### (9) 生活必需物資の給与

### (10) その他

避難終了後、消防本部・消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

## 13 その他の対策

### (1) 食料の確保

- ① 災害時、市内商店、スーパー等との協定により速やかに食料の供給を行う。
- ② 本部長（市長）は君津市農業協同組合に食料供給体制の確立を要請する。

### (2) 避難所への物資の運搬及び救援物資の受入れの円滑を図る。

### (3) 緊急輸送車両の運行の円滑を図るため、警察及び関係機関との協力体制をとる。

### (4) 市が管理運営する施設、社会教育施設、社会体育施設、図書館、公営競技場等については、原則として開館、開催を自粛する。

## 第4 市民等のとるべき措置

東海地震注意情報及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは、不可能であり、市民・自主防災組織・事業所がそれぞれの立場で、防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本項では、市民・自主防災組織・事業所が、平常時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、それぞれとるべき行動の基準を示す。

### 1 市民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家や塀の耐震化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。</li> <li>イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。</li> </ul> </li> <li>② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は、壁に固定などする。</li> <li>イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</li> <li>ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。</li> </ul> </li> <li>③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。</li> <li>イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</li> <li>ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。</li> <li>エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</li> </ul> </li> <li>④ 消火器、消火用水の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</li> <li>イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</li> </ul> </li> <li>⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて最低3日、推奨1週間分準備しておく（1人1日分の生命水、約3ℓ）。</li> <li>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）を最低3日、推奨1週間分準備しておく。</li> </ul> </li> <li>⑥ 救急医薬品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等に入れて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。</li> </ul> </li> <li>⑦ 生活必需品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</li> </ul> </li> <li>⑧ 防災用品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</li> </ul> </li> <li>⑨ 防災講習会、訓練へ参加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>市、消防本部・消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</li> </ul> </li> <li>⑩ 家族で対応措置の話合いをする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</li> <li>イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。</li> <li>ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</li> </ul> </li> <li>⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。</li> </ul>

区 分	とるべき措置
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>① テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</li> <li>② 電話の使用の自粛</li> <li>③ 自家用車の利用の自粛</li> <li>④ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛</li> <li>⑤ 不要な貯金の引き出しの自粛</li> </ul>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 警戒宣言情報の入手                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言を入手する。</li> <li>イ 県・市・警察署・消防本部・消防署・防災関係機関の関連情報に注意する。</li> </ul> </li> <li>② 家具類の転倒、落下防止措置の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。</li> <li>イ 窓ガラスにガムテープ等をはる。</li> <li>ウ ベランダの置物をかたづける。</li> </ul> </li> <li>③ 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</li> <li>イ ガス器具等の安全整備の確認</li> <li>ウ プロパンガスボンベの固定措置の確認</li> <li>エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓の確認</li> <li>オ 消火器、消火用水の置場所の確認</li> <li>カ ブロック塀、石塀、門柱の点検</li> <li>キ 危険箇所は安全措置の実施</li> </ul> </li> <li>④ 非常用飲用水、食料の確認</li> <li>⑤ 救急医療品の確認</li> <li>⑥ 生活必需品の確認</li> <li>⑦ 防災用品の確認</li> <li>⑧ 電話の使用の自粛（県・市・放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。）</li> <li>⑨ 自家用車の利用の自粛                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 路上に駐車中の車両は、空き地、駐車場に移動する。</li> <li>イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。（高速道路で時速 40 km、一般道路で時速 20 kmに減速）</li> </ul> </li> <li>⑩ 児童生徒や要配慮者の安全の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 児童生徒や要配慮者が、安全な場所にいるかを確認する。</li> <li>イ 幼児、児童・生徒が登園・登校している場合は、定められた園、学校との打合わせ事項により、対応措置をとる。</li> </ul> </li> <li>⑪ エレベータの使用をさける。</li> <li>⑫ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛</li> <li>⑬ 不要な預貯金の引き出しの自粛</li> <li>⑭ 津波警戒のため、海岸線からの退去</li> </ul>

## 2 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会等が、この基準に準拠して対応措置をとる。

区 分	とるべき措置
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 組織の編成と各班の役割を明確にする。</li> <li>② 防災知識の普及活動を行う。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</li> <li>イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</li> <li>ウ 地域内の消防水利を把握する。</li> <li>エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</li> <li>オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</li> </ul> </li> </ul>

区 分	とるべき措置
	③ 防災訓練を行う。 災害に備えて情報連絡、消火、給食給水、救出救護の訓練等を行う。 ④ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 ⑤ 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 ⑥ 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 市、消防本部・消防署等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に市民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	① テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。 ② 市民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	① 自主防災組織の活動体制の確立 ア 自主防災組織の編成の確認 イ 自主防災組織本部の設置 ウ 自主防災組織の役割分担の確認 ② 市、消防本部・消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報の周知 ③ 市民に対し、とるべき措置の呼びかけを実施する。 ④ 防災資機材等の確認 ⑤ 児童生徒や要配慮者の安全対策措置の呼びかけを実施する。 ⑥ 食料、飲料水の確保及び調達方法の確認

### 3 事業所のとるべき措置

事業所は、あらかじめ防災責任者（防災管理者）を定め、防災計画を作成して次のような措置をとる。

区 分	とるべき措置
平 常 時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成する。 防災計画作成上の留意事項は、次による。 ① 自衛防災体制の確立 ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 イ 組織の役割分担の明確化 ② 教育及び広報活動 ア 従業員の防災知識の高揚 イ 従業員の安否確認方法 ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 エ 従業員の帰宅対策 ③ 防災訓練 災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 ④ 危険防止対策 ア 施設、設備の定期点検 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 ⑤ 出火防止対策 ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 イ 消防水利、機材の整備点検 ウ 商品の整備点検 エ 易・可燃性物品の管理点検

区 分	とるべき措置
	<p>⑥ 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>⑦ 情報の収集、伝達体制の確立 ア 市、消防本部・消防署等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 イ 事業所の実状に応じた収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>① テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>② 自衛防災体制の準備、確認</p> <p>③ 消防計画等による警戒宣言時にとるべき措置の準備確認</p> <p>④ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>① 自衛防災組織の活動体制の確認 ア 自衛防災組織の編成の確認 イ 自衛防災本部の設置 ウ 自衛防災本部の役割分担の確認</p> <p>② 情報の収集、伝達体制の確立 市、消防本部・消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>③ 危険防止措置の確認 ア 施設、設備の確認 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置の確認</p> <p>④ 出火防止措置の確認 ア 火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺の確認 ウ 消防水利、機材の確認 エ 易・可燃性物品の確認</p> <p>⑤ 防災資機材等の確認 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資機材等の確認</p> <p>⑥ 食料品等生活必需品物資を販売する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>⑦ 不特定かつ多数の者が出入りする遊技場、旅館及びホテル等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。</p> <p>⑧ 石油類、火薬類、高圧ガス等出火爆発等、周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>⑨ バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>⑩ 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混乱状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。 なお、近距離通勤者については徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>⑪ 電話使用の自粛（県・市・放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。）</p> <p>⑫ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>